

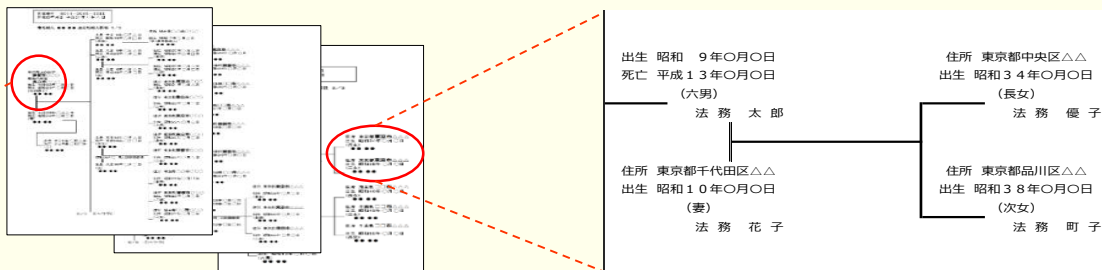
制度概要

公共事業等の実施主体（国・地方公共団体）からの求めに応じて、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、登記官が法定相続人を探索し、相続人の一覧図（法定相続人情報）を作成する制度

※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づくもの。平成30年11月15日施行

効果

- 事業実施主体の所有者探索を簡便化
- 用地取得が容易になり、事業実施を促進



（これまでの実績）

平成30年11月から、全国50局の法務局において、**合計・登記名義人約86,000人分（約239,000筆分）**の法定相続人情報の備付けを完了し、事業実施主体に提供済み

（事業フロー）



政府方針(*)を踏まえ運用を見直し

- ・ 地域住民の利益につながるよう、事業実施主体からの要望に対し、よりの確に対応
- ・ 公共事業がより円滑に実施されるよう、事業の迅速性を高め、効率化を図る

見直しの内容

(※) 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和3年6月7日関係閣僚会議決定）

① 民間事業者からの要望の受入れ

地域の発展のため、民間事業者が行うニーズが高い公共的事業にも対応

民間が行う事業のうち、法律上の根拠

（土地区画整理法・都市再開発法等）のある事業であり、公共性の高いもの（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）を、要望受入れの対象とする

② 法定相続人情報の作成要件の緩和

事業実施主体のニーズに基づき、より広く、法定相続人の探索事業を実施

法務局の行う法定相続人情報作成の要件（死亡後の経過年数）を、30年から**10年に短縮**し、対象土地の範囲を拡大

※政令改正を実施

③ 事業の効率化・合理化の一層の促進

緊急性や必要性の高い公共事業に対し、より迅速に解消事業を実施し、幅広い事業に成果を届ける

解消事業の対象とする**土地の選定方法を見直し**

受託事業者と**法務局が連携・協働し、集中的に事業実施**

上記①～③の新たな運用を、**令和4年4月1日から開始**

※今後、全国の法務局において、地方公共団体に対し、新たな運用に関する周知・協力依頼を実施予定